

(協議)

第7条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、その都度発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所又は所在地 富士宮市弓沢町150番地
氏名又は名称 富士宮市長名 ⑩

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称 ⑩

別表

物 件 番 号	
施 設 名 称	
設 置 場 所	
自動販売機鍵番号	
自動販売機鍵授受日	